

議案参考資料

[令和4年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第61号 桐生市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方公務員法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、職員の定年引上げを行うほか、所要の改正を行おうとするものです。

概要

○職員の定年の引上げ

職員の定年を引き上げて65歳(定年退職日は65歳に達した年度の3月31日)とします。引上げは段階的に行い、令和13年度から65歳とします。

○管理監督職勤務上限年齢制(いわゆる「役職定年制」)の導入

管理監督職勤務上限年齢は60歳とし、翌年度以降は管理職以外の職に降任となります。

○定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後に退職をした者が希望する場合、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に再任用することができることとします。

(施行期日：令和5年4月1日)

背景・経過

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体において条例で定めるものとされています。

国家公務員の定年引上げに伴い、令和3年6月11日、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)が公布され、地方公務員の定年も60歳から65歳まで段階的に引き上げることとなりました。定年引上げを踏まえ、地方公務員についても国家公務員と同様に以下の措置を講ずることとされました。

(主な内容)

- ・ 役職定年制
- ・ 定年前再任用短時間勤務制の導入
- ・ 60歳到達前の情報提供・意思確認制度の新設